

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日
令和8年9月29日
福島町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
大久吉田商店 横綱するめ3枚入り (7-9号)	78%	○				北海道松前郡福島町	1,300	1,300
大久吉田商店 横綱するめ5枚入り (7-9号)	78%	○				北海道松前郡福島町	2,000	2,000
大久吉田商店 横綱するめ(3〜5号)15枚セット	78%	○				北海道松前郡福島町	4,752	4,752
北海道福島町 本場のするめをお手軽に！するめ刻み あたりめ 2パックセット	78%	○				北海道松前郡福島町	864	864
北海道福島町 早採り 無添加 前浜するめ 小ぶりサイ ズ 7枚入り お試しセット	78%	○				北海道松前郡福島町	1,000	1,000
北海道福島町 早採り 無添加 前浜するめ 小ぶりサイ ズ 14枚入り お試しセット	78%	○				北海道松前郡福島町	2,000	2,000
大羽するめ 4〜5号 15枚セット	78%	○				北海道松前郡福島町	5,000	5,000
大羽するめ 10〜11号 4枚セット	78%	○				北海道松前郡福島町	4,320	4,320
するめのあし珍味2種セット	78%	○				北海道松前郡福島町	2,580	2,580
千代の富士にちなんだ銘菓 成屋菓子舗 ウルフカ餅 (10個入り)	78%	○				北海道松前郡福島町	2,100	2,100
千代の富士にちなんだ銘菓 成屋菓子舗 ウルフカ餅 (15個入り)	78%	○				北海道松前郡福島町	3,000	3,000
福島町は青函トンネルのまち 成屋菓子舗 トンネル羊 羹ミニ (3個入り3セット)	78%	○				北海道松前郡福島町	2,500	2,500
北海道福島町銘菓 成屋菓子舗 ます最中 (10個入り)	78%	○				北海道松前郡福島町	2,000	2,000
北海道福島町銘菓 成屋菓子舗 ます最中 (20個入り)	78%	○				北海道松前郡福島町	4,000	4,000
北海道福島町 なりやの手作りマドレーヌ (10個入 り)	78%	○				北海道松前郡福島町	2,600	2,600
北海道福島町 なりやの手作りマドレーヌ (15個入 り)	78%	○				北海道松前郡福島町	3,800	3,800
【定期便】大久吉田商店 横綱するめ5枚いり (7-9 号) 3ヶ月連続	78%	○				北海道松前郡福島町	5,100	5,100
【定期便】大久吉田商店 横綱するめ5枚いり (7-9 号) 6ヶ月連続	78%	○				北海道松前郡福島町	10,200	10,200
【定期便】大久吉田商店 横綱するめ5枚いり (7-9 号) 12ヶ月連続	78%	○				北海道松前郡福島町	20,400	20,400
焼きのしするめ 30g×2袋	78%	○				北海道松前郡福島町	864	864

※ 1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。
算式
$$(A - B) \div A$$

算式の符号
A：当該地方団体による返礼品等の調達費用
B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用
※ 2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：〇〇県〇〇市）、国外の場合は国名を記載すること。
※ 3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。

公表年月日 令和8年9月29日
福島町

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。
なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式
$$(A - B) \div A$$

算式の符号
A：当該地方団体による返礼品等の調達費用
B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。